

2025年2月5日

厚生労働大臣  
福岡 資麿 様

NPO 法人 就労継続支援A型事業所全国協議会  
理事長 久保寺 一男

## 要 望 書

私達は、2016年より、障害福祉サービスの就労継続支援A型事業所の全国団体として結成し、障害のある人達の働く場の創設や一般就労への支援を含めた利用者の権利保障及びA型事業所の健全経営の推進をめざし活動をしてまいりました。

ご存じの通り、就労継続支援A型事業所は、利益優先の不適切な事業所運営など問題が山積しており、事業所の本来の目的である障害者のための健全経営が急務となっております。

そのために数重なる制度の変更がなされ、事業所は翻弄されて参りました。不適切な事業所の排斥や利用者本位の制度を目指すなど、制度変更の目的は理解しつつ、志のある事業所は、自ら自浄作用を働かせ正しい運営を行えるようと率先して努力してきました。

しかしながら、制度変更のたびに、全国の経営者は困惑し、このままA型事業を継続していいものか、今後の経営に不安を抱いております。また物価高騰など社会情勢の変化などが、特に企業規模が中小のところが多いA型事業所の経営を圧迫し、今後ますます廃業や解雇やB型への転向が予想されます。

つきましては、下記の項目に対して、早急に方針をご検討いただき、今後のA型事業所のあり方に関わる事故、文章でご回答をお願いいたします。

## 記

### 1. 最低賃金上昇について

2029年までに最低賃金平均を1500円に引き上げることが、現政権でも発表されました。

しかしながら、A型の利用者の中には、生産性の低い重度障害者も多くおります。この最低賃金の引き上げは、かなりのA型事業所の経営を逼迫されるものです。

生産性が低い利用者（重度障害者）の賃金に対し、補助できる対策を早急にご検討ください。

また、重度障害者だけでなく、利用者の賃金の支払いに困難をきたす事業所が増加すると思われまます。助成金の趣旨が合う報奨金（調整金）を利用者の賃金に充てられるようご検討ください。

## 2. A型の廃業や廃止、B型への転向に伴うA型利用者の解雇について

ご存じのように報酬改定により、全国各地でA型の廃業や廃止、B型への転向で、報道されているだけでも何百人の障害者がA型での職を失っていて、今後、益々解雇者の増加が予想されます。利用者の失業防止や再就職の対策をお願いいたします。

また、不適切な運営を行う事業所への指導強化の対策を早急に講じてください。

## 3. 健康保険・厚生年金保険・介護保険の適用拡大について

2024年10月から、50名を超える事業所は短時間労働者にも社会保険適用の義務が生じました。また、2028年よりは事業所人数にかかわらず、週の労働時間が10時間以上の従業員に適用拡大される見込です。

これにより、社会保険料の事業所負担額が増加し、ますます就労支援会計の黒字経営をより難しくしていきます。

欧州のソーシャルファームのように、利用者の社会保険料の事業所負担免除や減額、又は社会保険料の補助等をご検討ください。

## 4. 障害者優先調達推進法について

A型事業所は、就労支援会計で利用者にかかる賃金や経費を全て賄わなくてはなりません。重要なのは福祉的支援とビジネスの手腕が問われることです。障害福祉サービスの中でも最も難しい2つのことを行っている制度にもかかわらず、優先発注の制度の恩恵が届いておりません。

法は、地方自治体任せになっており、地方行政の対応は、民需圧迫になるからとか、最低賃金を支払っていないB型へ作業賃が安いからと言い、A型には優先調達の仕事が上手く回ってこないのが現状です。

最低賃金以上の支払を行い、たくさんの障害者の労働の権利をしっかりと守っているA型事業所にこそ、優先発注の恩恵に与かるべきと考えています。地方行政へ指導をお願いするとともに、また、韓国や台湾のように障害者施設に発注する目標値をしっかりと定めて、国及び自治体を守るような制度をご検討ください。

併せて、民間企業からの福祉事業所への発注促進策を国の施策として早急に検討してください。

以上

※注 3番は出時点での制度の話で現在とは変わっている内容あります